

# 川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る事務取扱要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）及び川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針（以下「指針」という。）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録等並びに解体業及び破砕業の許可等に関連する事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）、川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年規則第61号。以下「細則」という。）及び指針の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 政令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）をいう。
- (2) 規則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）をいう。
- (3) 登録業者 引取業者の登録を受けた者及びフロン類回収業者の登録を受けた者をいう。
- (4) 登録簿 引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿をいう。
- (5) 閲覧場所 引取業者登録簿の閲覧場所及びフロン類回収業者登録簿の閲覧場所をいう。
- (6) 事業計画者 法に基づく許可申請を行おうとする者で、指針に規定する事前協議及び事業計画を要する者をいう。
- (7) 許可業者 法に基づく解体業及び破砕業の許可を受けた者をいう。
- (8) 事前協議 事業計画者又は許可業者（以下「事業計画者等」という。）による事業概要等の事前説明で解体業及び破砕業に係る事業計画に先立つものをいう。
- (9) 事業計画 事業計画者等による事業の内容を詳細に説明するもので、解体業及び破砕業に係る許可申請又は変更届に先立つものをいう。
- (10) 事前検査 事前協議及び事業計画に基づき解体業及び破砕業に係る施設及び設備等を事前に確認するための検査をいう。
- (11) 完成検査 解体業及び破砕業の許可申請又は許可業者の変更届に基づき解体業及び破砕業に係る施設及び設備等を確認するための検査をいう。

## 第2章 事前協議等

### (事前協議)

第3条 指針第7条第2項に規定する事前協議の様式は、事前協議申込書（要領様式第

1号)とし、同項に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画地の周辺地図
- (2) 事業計画用地内の配置図
- (3) その他市長が必要と認める資料等

2 市長は、事前協議申込書等の提出があった場合は、速やかに形式上の要件の確認を行い、形式上の要件に適合する場合は、事前協議申込書等の写しを返却するものとする。

なお、当該要件に適合しないと認められるときは、当該事前協議申込書等を返却することができる。

3 事前協議申込書等の決裁は、課長専決とする。

(事業計画)

第4条 指針第9条第3項に規定する事業計画の様式及び必要な書類は、次のとおりとする。

	様式	必要な書類
解体業	解体業事業計画書(要領様式第2号)、事業計画書及び収支見積書(解体業用)(要領様式第3号)	別紙1
破砕業	破砕業事業計画書(要領様式第4号)、事業計画書及び収支見積書(破砕業用)(要領様式第5号)	別紙2

2 市長は、事業計画書等の提出があった場合は、速やかに形式要件の確認を行い、形式要件に適合する場合は、事業計画書等の写し1部を返却するものとする。

なお、当該要件に適合しないと認められるときは、当該事業計画書等を返却することができる。

3 市長は、前項に基づき受理した事業計画書等について、その内容の審査及び事業計画者等からの聴取並びに必要な応じ立入検査を行い、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 法に適合すること。
- (2) 関係法令(条例等を含む。)に係る許可の取得等の証明(見込みがある場合を含む。)ができること。

4 市長は、前項に基づく審査等の過程において、事業計画者等に対し、事業計画の変更等を指導し、又は提出された関係書類の訂正等を指示することができる。

5 市長は、第3項に基づく審査等の結果、当該事業計画が適正なものと認められた場合は事業計画の審査等の終了を事業計画者等に通知するものとする。

6 市長は、第4項に基づく指導等を行い、相当な期間を経過しても何ら措置等が取られない場合又は当該事業計画の実現困難な状況にあると認められる場合は、事業計画の中断を指示することができる。

7 市長は、前項に基づき中断した場合は、事業計画者等に対して事業計画書等の取下げを勧告することができる。

8 事業計画書等の決裁は、課長専決とする。

(事業計画者等の責務等)

第5条 指針第11条第1項の規定に基づく事業計画者等の周知は、次のとおりとする。

(1) 指針第11条第2項に規定する事業計画周知計画書は、事業計画周知計画書(要領様式第6号)とし、同項に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

ア 周知を図る区域の範囲が分かる見取図

イ 周知に係る配布資料

(2) 指針第11条第5項に規定する事業計画周知報告書は、事業計画周知報告書(要領様式第7号)とし、同項に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

ア 説明会に配布した説明会資料

イ 説明会において住民等から出された意見に対する措置について説明する資料

### 第3章 申請等

(引取業者新規登録及び引取業者更新登録の申請)

第6条 指針第14条第2項に規定する誓約書の様式は、誓約書(要領様式第8号)とする。

2 指針第14条第2項に規定する引取業者新規登録及び引取業者更新登録の申請書(規則様式第一)に必要な書類は、別紙3のとおりとする。

(フロン類回収業者新規登録及びフロン類回収業者更新登録の申請)

第7条 指針第15条第2項に規定する誓約書の様式は、誓約書(要領様式第9号)とする。

2 指針第15条第2項に規定するフロン類回収業者新規登録及びフロン類回収業者更新登録の申請書(規則様式第三)に必要な書類は、別紙4のとおりとする。

(解体業新規許可及び解体業更新許可の申請)

第8条 指針第16条第2項に規定する誓約書の様式は、誓約書(要領様式第10号)とする。

2 指針第16条第2項に規定する解体業新規許可及び解体業更新許可の申請書(規則様式第五)に必要な書類は、別紙5のとおりとする。

(破砕業新規許可及び破砕業更新許可又は破砕業変更許可の申請)

第9条 指針第17条第2項に規定する誓約書の様式は、誓約書(要領様式第11号)とする。

2 指針第17条第2項に規定する破砕業新規許可及び破砕業更新許可の申請書(規則様式第八)又は破砕業変更許可の申請書(規則様式第十)に必要な書類は、別紙6のとおりとする。

(申請書等の受理)

第10条 市長は、第6条から前条の登録及び許可の申請があったときは、申請書及び

必要な書類（以下「申請書等」という。）の内容を審査し、引取業登録申請者、フロン類回収業登録申請者、解体業申請者及び破砕業申請者（以下、「申請者」という。）にその写しを返却するものとする。

ただし、申請書等の不備が認められるときは、申請者に具体的内容を周知し、相当の期間を定めて申請書等の補正を求めるものとする。

- 2 申請書等を受理したときは、川崎市手数料条例に定める引取業者及びフロン類回収業者登録申請手数料並びに解体業及び破砕業許可申請手数料を納付書により、申請者に本市の指定金融機関へ納付させるものとする。

（事前検査等）

第11条 市長は、事業計画者等から指針第7条第1項及び指針第9条第1項に規定する事前協議及び事業計画の提出があった場合は、必要に応じ事前検査を行うものとする。

- 2 市長は、指針第16条及び指針第17条の申請を受理したとき又は指針第9条第1項及び同条第2項に基づく変更届を受理したときは、完成検査を行うものとする。

#### 第4章 照会

（神奈川県警察本部長の意見聴取）

第12条 市長は、指針第16条及び指針第17条の許可の申請を受理したときは、法第125条第1項の規定により、申請者及び役員等の欠格要件について、神奈川県警察本部長に照会するものとする。

（関係行政機関への照会）

第13条 市長は、指針第16条及び指針第17条の許可の申請を受理したときは、法第127条の規定により、申請者及び役員等の欠格要件について、関係行政機関又は関係地方公共団体に照会するものとする。

#### 第5章 登録・許可等

（引取業者の登録の実施等）

第14条 市長は、引取業者が基準に適合していると認められる場合は、法第44条第1項に規定する引取業者登録簿（要領様式第12号）に登録し、同条第2項に規定する通知を引取業登録申請者宛てに引取業者登録通知書（要領様式第13号）により通知するものとする。

- 2 前項の登録及び通知をする場合は、次に掲げる申請ごとの決裁を受けるものとする。

（1）新規登録申請 局長専決

（2）更新登録申請 部長専決

（フロン類回収業者の登録の実施等）

第15条 市長は、フロン類回収業者が基準に適合していると認められる場合は、法第55条第1項に規定するフロン類回収業者登録簿（要領様式第14号）に登録し、同条第2項に規定する通知をフロン類回収業登録申請者宛てにフロン類回収業者登録

通知書（要領様式第15号）により通知するものとする。

2 前項の登録及び通知をする場合は、次に掲げる申請ごとの決裁を受けるものとする。

- (1) 新規登録申請 局長専決
- (2) 更新登録申請 部長専決

（引取業者の登録の拒否等）

第16条 市長は、引取業者の登録申請の内容が、登録の基準に適合していない場合は、その登録を拒否し、法第45条第2項に規定する通知を引取業登録申請者宛てに引取業者登録拒否通知書（要領様式第16号）により通知するものとする。

2 前項に規定する登録を拒否する場合は、局長専決の決裁を受けるものとする。

（フロン類回収業者の登録の拒否等）

第17条 市長は、フロン類回収業者の登録申請の内容が、登録の基準に適合していない場合は、登録を拒否し、法第56条第2項に規定する通知をフロン類回収業申請者宛てにフロン類回収業者登録拒否通知書（要領様式第17号）により通知するものとする。

2 前項に規定する登録を拒否する場合は、局長専決の決裁を受けるものとする。

（登録の更新申請に伴う登録の取消し等）

第18条 市長は、第16条及び前条に規定する更新登録の申請書等の提出に基づき審査した結果、その登録を拒否する場合は、従前の登録の取消し等の処分を行うことができる。

2 前項に規定する取消し等の処分基準及びその事務手続等は、別に定めるものとする。

（審査会の設置等）

第19条 解体業及び破砕業の申請に対する許可に関する総合的な審査を行うため、「解体業及び破砕業許可審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、廃棄物指導課長とする。
- (2) 副委員長は、処理業許可係長とする。
- (3) 委員は、処理業許可担当者とする。
- (4) その他委員長が認めるものとする。

3 審査会は、原則として申請を受理した翌月に1回開催する。

（許可証の交付）

第20条 市長は、審査会における審査の結果、許可をすることが相当と認められる場合は、各号の申請ごとの決裁を経て、規則第56条の規定による解体業許可証（規則様式第六）又は規則第61条の規定による破砕業許可証（規則様式第九）を交付するものとする。

- (1) 新規許可申請 局長専決

## (2)更新許可及び変更許可申請 部長専決

### (解体業の不許可処分)

第21条 市長は、解体業の申請内容が許可の基準に適合していない場合は、不許可処分を行うものとする。

2 解体業の不許可処分に係る所定の様式は、解体業不許可処分通知書（要領様式第18号）とする。

3 第1項に規定する不許可処分を行う場合は、局長専決の決裁を受けるものとする。

### (破砕業の不許可処分)

第22条 市長は、破砕業の申請内容が許可の基準に適合していない場合は、不許可処分を行うものとする。

2 破砕業の不許可処分に係る所定の様式は、破砕業不許可処分通知書（要領様式第19号）とする。

3 第1項に規定する不許可処分を行う場合は、局長専決の決裁を受けるものとする。

## 第6章 登録簿の閲覧

### (閲覧場所の設置)

第23条 法第47条（法第59条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、引取業者登録簿閲覧場所及びフロン類回収業者登録簿閲覧場所を川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課内に置く。

### (閲覧時間等)

第24条 閲覧場所における引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿の閲覧時間は、川崎市の休日を定める条例（平成元年6月19日条例第16号）第1条第1項による市の休日を除く日の8時30分から17時15分までとする。ただし、12時から13時までを除く。

### (閲覧方法等)

第25条 閲覧は、閉架式とする。

2 指針第18条に規定する閲覧記録簿は、閲覧記録簿（要領様式第20号）とする。

## 第7章 変更届

### (引取業者の変更届)

第26条 指針第20条第2項に規定する引取業者変更届出書に必要な書類は、別表7のとおりとする。

### (フロン類回収業者の変更届)

第27条 指針第21条第2項に規定するフロン類回収業者変更届出書に必要な書類

は、別表 8 のとおりとする。

(解体業の変更届)

第 28 条 指針第 2 2 条第 2 項に規定する解体業変更届出書に必要な書類は、別表 9 のとおりとする。

(破碎業の変更届)

第 29 条 指針第 2 3 条第 2 項に規定する破碎業変更届出書に必要な書類は、別表 10 のとおりとする。

(届出書等の受理)

第 30 条 市長は、第 26 条から前条の変更届出書の提出があった場合は、届出書及び必要な書類（以下、「届出書等」という。）の内容を審査し、届出を行った者（以下、「変更届出者」という。）にその写しを返却するものとする。

ただし、届出書等の不備が認められるときは、変更届出者に具体的内容を周知し、相当の期間を定めて届出書等の補正を求めるものとする。

(届出に伴う登録・許可証の書換え交付等)

第 31 条 市長は、第 26 条及び第 27 条に規定する届出書の提出があった場合は、当該登録簿に登録し、登録した旨を届出者に通知するものとする。ただし、登録及び通知を要しない届出は、この限りではない。

2 前項に規定する登録した旨の通知は、引取業者には引取業者登録変更通知書（要領様式第 21 号）により、フロン類回収業者にはフロン類回収業者登録変更通知書（要領様式第 22 号）により行う。

3 第 28 条及び第 29 条に規定する届出のうち、許可証の書換えを要する届出書の提出があったときは、決裁を受けた後、速やかに許可証の交付をするものとする。

4 第 1 項及び前項の届出書の提出があった場合は、課長専決の決裁を受けるものとする。

(届出に伴う登録の取消し等)

第 32 条 市長は、第 26 条及び第 27 条に規定する届出書の提出があった場合であつて、法第 46 条第 2 項及び法第 57 条第 2 項の規定に基づき登録を拒否するときは、取消し等の処分を行うことができる。

2 前項に規定する取消し等の処分基準及びその事務手続等は、別に定めるものとする。

## 第 8 章 廃業等の届出

(引取業の廃業等の届出書)

第 33 条 指針第 2 4 条第 2 項に規定する引取業廃業等届出書に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 引取業者登録通知書

- (2) 引取業者登録通知書を亡失したときは、亡失した旨を記載した書類
- (3) 引取業者との関係を証明する書類として、次の表の廃業等の事由に対応する必要な書類

廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産手続開始の決定により解散した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
引取業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	法人の場合は、廃止した法人の登記事項証明書

(フロン類回収業の廃業等の届出書)

第34条 指針第25条第2項に規定するフロン類回収業廃業等届出書に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) フロン類回収業者登録通知書
- (2) フロン類回収業者登録通知書を亡失したときは、亡失した旨を記載した書類
- (3) フロン類回収業者との関係を証明する書類として、次の表の廃業等の事由に対応する必要な書類

廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産手続開始の決定により解散した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
フロン類回収業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	法人の場合は、廃止した法人の登記事項証明書

(解体業の廃業等届出書)

第35条 指針第26条第2項に規定する解体業廃業等届出書に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 許可証

- (2) 許可証を亡失したときは、亡失した旨を記載した書類
- (3) 解体業者との関係を証明する書類として、次の表の廃業等の事由に対応する必要な書類

廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産手続開始の決定により解散した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
解体業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	法人の場合は、廃止した法人の登記事項証明書

(破砕業の廃業等届出書)

第36条 指針第27条第2項に規定する破砕業廃業等届出書に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 許可証
- (2) 許可証を亡失したときは、亡失した旨を記載した書類
- (3) 破砕業者との関係を証明する書類として、次の表の廃業等の事由に対応する必要な書類

廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産手続開始の決定により解散した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
破砕業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	法人の場合は、廃止した法人の登記事項証明書

(廃業等の届出書等の受理)

第37条 市長は、第33条から前条の廃業等届出書の提出があった場合は、届出書及び必要な書類（以下、「届出書等」という。）の内容を審査し、届出を行った者（以下、「廃業等届出者」という。）にその写しを返却するものとする。

ただし、届出書等の不備が認められるときは、廃業等届出者に具体的内容を周知し、相当の期間を定めて届出書等の補正を求めるものとする。

2 前項の届出書等は、課長専決の決裁を受けるものとする。

## 第9章 再交付等

(登録通知書の再交付申請)

第38条 指針第28条第1項に規定する登録通知書の再交付申請書は、要領様式第23号により行うものとする。

(許可証の再交付申請)

第39条 指針第29条第1項の規定による許可証再交付申請書に必要な書類は、次の表の再交付申請の事由に対応する書類とする。

再交付申請の事由	必要な書類
許可証を亡失したとき	亡失した旨を記載した書類
許可証を損傷し又は汚損した場合で、許可証が判読できないとき	(1) 法人については、登記事項証明書及び代表者の印鑑証明書 (2) 個人については、住民票の写し及び印鑑証明書
許可証を損傷し又は汚損した場合で、許可証が判読できるとき	損傷し又は汚損した許可証

(申請書の受理等)

第40条 第38条及び第39条に規定する再交付申請書の提出があった場合は、申請書等の内容を審査し、受理し、申請者に1部を返却するものとする。

ただし、申請書等の不備が認められるときは、申請者に具体的内容を周知し、相当の期間を定めて申請書等の補正を求めるものとする。

2 第39条に規定する解体業及び破砕業の許可証の再交付申請書を受け受理した場合は、川崎市手数料条例に定める許可証再交付申請手数料を納付書により本市の指定金融機関へ申請者に納付させるものとする。

(登録通知書及び許可証の再交付)

第41条 前条第1項による再交付申請書は、課長専決の決裁を経て、登録通知書又は許可証を再交付するものとする。

## 第10章 登録簿の抹消

(登録簿の抹消)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める決裁を受け、登録簿から抹消するものとする。

- (1) 引取業者の登録を取消したとき 局長専決
- (2) フロン類回収業者の登録を取消したとき 局長専決
- (3) 第33条による引取業廃業等の届出書の提出があったとき 課長専決
- (4) 第34条によるフロン類回収業廃業等の届出書の提出があったとき 課長専決
- (5) 引取業者の登録の有効期間を経過し、その効力を失ったとき 課長専決
- (6) フロン類回収業者の登録の有効期間を経過し、その効力を失ったとき 課長専決

## 第11章 公益財団法人自動車リサイクル促進センターへの情報提供

(関連業者に係る情報提供)

第43条 市長は、引取業者及びフロン類回収業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター情報管理部長宛てに、事業者の氏名又は名称等を記載した関連事業者情報連絡書（要領様式第24号）により報告するものとする。

- (1) 登録拒否処分
- (2) 登録の一時停止
- (3) 登録の取消し
- (4) 登録の失効
- (5) 市町村合併による登録通知書の発行

2 市長は、解体業者及び破砕業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター情報管理部長宛てに、事業者の氏名又は名称等を記載した関連事業者情報連絡書（要領様式第24号）により報告するものとする。

- (1) 不許可処分
- (2) 許可の一時停止
- (3) 許可の取消し
- (4) 許可の失効
- (5) 市町村合併による登録通知書の発行

3 第1項及び前項の報告をする場合は、課長専決の決裁を受けるものとする。

4 公益財団法人自動車リサイクル促進センターへの通知は、当該処分に対する通知を行った後に、速やかに行うものとする。

### 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(要領等)

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める引取業者及びフロン類回収業者の登録等事務処理要領（平成17年1月1日）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める解体業及び破砕業の許可等事務処理要領（平成16年7月1日）は廃

止する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙1) 解体業事業計画書(要領様式第2号)の添付書類

- 1 使用済自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 2 燃料抜取場所に関する平面図、立面図、断面図(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)
- 3 解体場所に関する平面図、立面図、断面図
- 4 取り外した部品の保管場所に関する平面図、立面図、断面図
- 5 廃棄物の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 6 解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 7 油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 8 運搬車両及び作業車両の写真
- 9 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
- 10 保管容器の写真
- 11 関係法令(条例等を含む。)の許可証等の写し
- 12 当該施設付近の見取図
- 13 解体業の用に供する土地の公図及び土地の登記事項証明書(所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。)
- 14 解体業の許可証の写し(更新許可申請時)
- 15 その他市長が必要と認める資料等

(別紙2) 破砕業事業計画(要領様式第4号)の添付書類

- 1 破砕前処理前の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 2 破砕前処理後の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 3 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 4 処理工程図
- 5 自動車残さの保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 6 圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 7 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 8 運搬車両及び作業車両等の写真
- 9 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
- 10 保管容器の写真
- 11 関係法令(条例等を含む。)の許可証等の写し
- 12 当該施設付近の見取図
- 13 破砕業の用に供する土地の公図及び土地の登記事項証明書(所有権原がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。)
- 14 破砕業の許可証の写し(更新許可申請時)
- 15 その他市長が必要と認める資料等

(別紙3) 引取業者登録・登録の更新申請書(規則様式第一号)の添付書類

- 1 引取業登録申請者が個人である場合は、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(発行日から3か月以内のもの)
- 2 引取業登録申請者が法人である場合は、登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの)
- 3 引取業登録申請者が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書)(発行日から3か月以内のもの)
- 4 引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する次のいずれかの書類
  - (1) 確認するための方法を記載した書類
  - (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できる書類(例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講終了証の写しなど)
- 5 引取業者登録(変更)通知書の写し(更新登録申請時)

(別紙4) フロン類回収業者登録・登録の更新申請書(規則様式第三号)の添付書類

- 1 フロン類回収業登録申請者が個人である場合は、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(発行日から3か月以内のもの)
- 2 フロン類回収業登録申請者が法人である場合は、登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの)
- 3 フロン類回収業登録申請者が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書)(発行日から3か月以内のもの)
- 4 フロン類回収業登録申請者がフロン類回収設備の所有権(又は使用権限)を有することを証明する書類
  - (1) 所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し
  - (2) 所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し
  - (3) 所有権を有することを証明する書類がない場合は、フロン類回収設備の所有権を有することを誓約する書類(更新登録申請時)
- 5 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類  
申請書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
- 6 フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し(更新登録申請時)

(別紙5) 解体業の許可申請書及び添付書類

- 1 解体業の許可申請に必要な書類は次のとおりとする。
  - (1) 解体業許可申請書(新規・更新用) 規則様式第五(第五十五条関係)
  - (2) 解体業の用に供する施設(積替え又は保管場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図
    - ア 解体業事業計画書(要領様式第2号)
    - イ 使用済自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計書
    - ウ 燃料採取場所に関する平面図、立面図、断面図(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)
    - エ 解体場所に関する平面図、立面図、断面図
    - オ 取り外した部品の保管場所に関する平面図、立面図、断面図
    - カ 廃棄物の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
    - キ 解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
    - ク 油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
    - ケ 運搬車両及び作業車両の写真
    - コ 保管容器の写真
    - サ 関係法令(条例等を含む。)の許可証等の写し
    - シ 当該施設付近の見取図
  - (3) 解体業の用に供する施設の所有権(又は使用権原)を有する書類
    - ア 解体業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書(所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しの写しを含む。)
    - イ 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
  - (4) 事業計画書及び収支見積書(解体業用)(要領様式第3号)
  - (5) 解体業許可申請者が個人である場合は、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法第62条第1項第2号関係。以下において同じ。)
  - (6) 解体業許可申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - (7) 解体業許可申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (8) 解体業許可申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記

載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類又は登記事項証明書

- (9) 解体業の許可申請者に政令第5条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 解体業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 解体業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合は次に掲げる書類
  - ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - イ 役員の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 標準作業書
- (13) 誓約書(要領様式第10号)
- (14) 解体業の許可証の写し(更新許可申請時)

2 添付書類の有効期限は、申請日を基準日とし、次表のとおりとする。

添付書類名	有効期限
法人の登記事項証明書 住民票の写し 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	発行日から3か月以内
土地の登記事項証明書	発行日から6か月以内

(別紙6) 破砕業の許可申請書及び添付書類

- 1 破砕業の許可申請に必要な書類は次のとおりとする。
  - (1) 破砕業許可申請書(新規・更新用) 規則様式第八(第六十条関係)
  - (2) 破砕業事業の範囲の変更許可申請書(変更許可用) 規則様式第十(第六十三条関係)
  - (3) 破砕業の用に供する施設(積替え又は保管場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図
    - ア 破砕業事業計画書(要領様式第4号)
    - イ 破砕前処理前の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
    - ウ 破砕前処理後の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
    - エ 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
    - オ 処理工程図
    - カ 自動車残さの保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
    - キ 圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
    - ク 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
    - ケ 運搬車両及び作業車両等の写真
    - コ 保管容器の写真
    - サ 関係法令(条例等を含む。)の許可証等の写し
    - シ 当該施設付近の見取図
  - (4) 破砕業の用に供する施設の所有権(又は使用権原)を有する書類
    - ア 破砕業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書(所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。)
    - イ 運搬車両及び作業車両については車検証の写し
  - (5) 事業計画書及び収支見積書(破砕業用)(要領様式第5号)
  - (6) 破砕業許可申請者が個人である場合は、住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
  - (7) 破砕業許可申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - (8) 破砕業許可申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (9) 破砕業許可申請者が法人である場合は、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類又は登記事項証明書
- (10) 破砕業の許可申請者に政令第 5 条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 破砕業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 破砕業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合は次に掲げる書類
- ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - イ 役員住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (13) 標準作業書
- (14) 誓約書（要領様式第 11 号）
- (15) 破砕業の許可証の写し（更新許可及び変更許可申請時）

2 添付書類の有効期限は、申請日を基準日とし、次表のとおりとする。

添付書類名	有効期限
法人の登記事項証明書 住民票の写し 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	発行日から 3 か月以内
土地の登記事項証明書	発行日から 6 か月以内

(別紙7) 引取業者変更届出書(規則様式第二号)の添付書類

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第8号) (3) 引取業者登録(変更)通知書の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 登記事項証明書(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第8号) (3) 引取業者登録(変更)通知書の写し
3 事業所の名称及び所在地	(1) 誓約書(要領様式第8号) (2) 引取業者登録(変更)通知書の写し
4 法人の役員の氏名	(1) 登記事項証明書(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第8号) (3) 引取業者登録(変更)通知書の写し
5 法定代理人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書)(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第8号) (3) 引取業者登録(変更)通知書の写し
6 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロンが含まれているかどうかを確認する体制((1)又は(2)のいずれか)	(1) 確認するための方法を記載した書類 (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できる書類(例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講終了証の写しなど) (3) 誓約書(要領様式第8号) (4) 引取業者登録(変更)通知書の写し

(別紙8) フロン類回収業者変更届出書(規則様式第四号)の添付書類

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第9号) (3) フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 登記事項証明書(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第9号) (3) フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し
3 事業所の名称及び所在地	(1) 誓約書(要領様式第9号) (2) フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し
4 法人の役員の氏名	(1) 登記事項証明書(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第9号) (3) フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し
5 法定代理人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)の記載のあるもの)(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書)(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 誓約書(要領様式第9号) (3) フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し
6 回収しようとするフロン類の種類 7 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力 8 その他主務省令で定める事項(フロン類回収設備の数)ただし、フロン類回収設備の能力又はフロン類回収設備の数の変更であつて、回収しようとするフロン類の種類の変更を伴わないものを除く。	(1) フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類(次のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し</li> <li>・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し</li> </ul> (2) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し</li> </ul> (3) 誓約書(要領様式第9号) (4) フロン類回収業者登録(変更)通知書の写し

(別紙9) 解体業変更届出書添付書類

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)記載のもの)(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 (3) 誓約書(要領様式第10号) (4) 解体業の許可証の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (3) 誓約書(要領様式第10号) (4) 解体業の許可証の写し
3 事業所の名称及び所在地  4 事業の用に供する施設の概要  5 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、その所在地、面積、保管量の上限  6 標準作業書	(1) 解体業事業計画書(要領様式第2号) (2) 使用済自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 燃料抜取場所に関する平面図、断面図、立面図 (4) 解体場所に関する平面図、断面図、立面図 (5) 取外した部品の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (6) 廃棄物の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 油水分離装置に関する平面図、断面図、立面図、構造図及び設計計算書 (9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 保管容器の写真 (11) 関係法令(条例等を含む。)の許可証等の写し (12) 当該施設付近の見取図 (13) 解体業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書(所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。) (14) 運搬車両及び作業車両については車検証の写し (15) 標準作業書 (16) 誓約書(要領様式第10号) (17) 解体業の許可証の写し

<p>7 法人の役員、政令で定める使用人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>(1) 登記事項証明書（役員等が就任、退任したことが確認できるもの）</p> <p>(2) 政令使用人を証明する書類</p> <p>(3) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(4) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(5) 株主又は出資者の新旧対照表（氏名又は名称及び住所並びに株数又は出資数が記載されているもの）</p> <p>(6) 株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書（法人の名称及び所在地を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(7) 誓約書（要領様式第10号）</p> <p>(8) 解体業の許可証の写し</p>
<p>8 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所</p>	<p>(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(2) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(3) 誓約書（要領様式第10号）</p> <p>(4) 解体業の許可証の写し</p>
<p>9 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者</p>	<p>(1) 定款又は寄付行為</p> <p>(2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(3) 誓約書（要領様式第10号）</p> <p>(4) 解体業の許可証の写し</p>

<p>10 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員</p>	<p>(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(2) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(3) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(4) 誓約書（要領様式第10号）</p> <p>(5) 解体業の許可証の写し</p>
<p>11 他の解体業及び破砕業並びに産業廃棄物処理業の許可番号</p>	<p>(1) 他の許可証の写し</p> <p>(2) 誓約書（要領様式第10号）</p> <p>(3) 解体業の許可証の写し</p>

## 運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類	
写 真	
種 類	
写 真	

(別紙10) 破砕業変更届出書添付書類

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等)記載のもの)(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (2) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 (3) 誓約書(要領様式第11号) (4) 破砕業の許可証の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書(変更前及び変更後の内容が確認できるもの) (3) 誓約書(要領様式第11号) (4) 破砕業の許可証の写し
3 事業所の名称及び所在地  4 事業の用に供する施設の概要  5 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体済自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、その所在地、面積、保管量の上限  6 標準作業書	(1) 破砕業事業計画書(要領様式第4号) (2) 破砕前処理前の解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 破砕前処理後の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書 (4) 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (5) 処理工程図 (6) 自動車残さの保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 保管容器の写真 (11) 関係法令(条例等を含む。)の許可証等の写し (12) 当該施設付近の見取図 (13) 破砕業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書(所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。) (14) 運搬車両及び作業車両については車検証の写し (15) 標準作業書

	<p>(16) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(17) 破砕業の許可証の写し</p>
<p>7 法人の役員、政令で定める使用人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>(1) 登記事項証明書（役員等が就任、退任したことが確認できるもの）</p> <p>(2) 政令使用人を証明する書類</p> <p>(3) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(4) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(5) 株主又は出資者の新旧対照表（氏名又は名称及び住所並びに株数又は出資数が記載されているもの）</p> <p>(6) 株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書（法人の名称及び所在地を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(7) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(8) 破砕業の許可証の写し</p>
<p>8 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所</p>	<p>(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(2) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(3) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(4) 破砕業の許可証の写し</p>
<p>9 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者</p>	<p>(1) 定款又は寄付行為</p> <p>(2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(3) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(4) 破砕業の許可証の写し</p>

<p>10 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員</p>	<p>(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(2) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>(3) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの）</p> <p>(4) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(5) 破碎業の許可証の写し</p>
<p>11 他の解体業及び破碎業並びに産業廃棄物処理業の許可番号</p>	<p>(1) 他の許可証の写し</p> <p>(2) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(3) 破碎業の許可証の写し</p>
<p>12 廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の許可番号及び許可年月日（変更許可を含む。）</p>	<p>(1) 産業廃棄物処理施設の設置許可証の写し</p> <p>(2) 誓約書（要領様式第11号）</p> <p>(3) 破碎業の許可証の写し</p>

## 運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類	
写 真	
種 類	
写 真	

(表面)

要領様式第1号 (第3条関係)

### 事前協議申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申込者  
住所

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
FAX 番号

川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針第7条に基づき、必要な書類を添えて事前協議を申し込みます。

相談区分	<input type="checkbox"/> 解体業の新規許可申請 <input type="checkbox"/> 破碎業の新規許可申請 <input type="checkbox"/> 破碎業の事業の範囲の変更許可申請 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
事業計画の概要	作業時間：( 時～ 時)、従業員：( 人)、自動車運搬車両台数：( 台)		
事業計画用地の概要	住所		
	土地所有者の住所・氏名		
	用地面積	用途地域・地目	
	周辺の状況	<input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 農地	
関係法令	協議状況	事業用地関係 (市街化調整区域・農地等) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		環境保全関係 (振動・騒音等) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(裏面)

○解体業の場合

- ・使用済自動車の保管場所の概要
- ・解体作業場所の概要
- ・解体自動車の保管場所の概要
- ・部品の保管施設
- ・解体に用いる設備等の概要

○破砕業の場合

- ・解体自動車の保管場所の概要
- ・プレス機、せん断機の有無、その施設の概要
- ・破砕機の有無、その施設の概要
- ・シュレッダーダストの有無、その保管施設の概要
- ・使用済自動車以外の処理の有無、その保管施設等の概要

事前協議申込書には、次の書類を添えて提出してください。

- 1 事業計画予定地の周辺地図（事業計画予定地は、赤で囲ってください。）
- 2 事業計画敷地内の配置図を添付してください。

備考

「事業計画用地の概要」の欄は、解体作業場所と使用済自動車の保管場所などの事業計画用地が複数存在する場合は、それぞれに記入してください。

# 解体業事業計画書

## 1 解体事業に係る事業主体の概要

事業 計 画 者 等	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
	事業所の名称					
	所在地		〒	電話番号		
	法人等の概要		事業概要			
			従業員数	人	資本金 千円	
事業計画に係る背景説明						
計 画 内 容	営業時間					
	施設 の 設 置 場 所	所在地		電話番号		
		用途地域及び地目		事業敷地の 全体面積		
		土地所有の区分	①自己所有	m <sup>2</sup>	②借地	m <sup>2</sup>
		囲い（構造・材質、高さ、門扉・施錠の有無）	構造・材質	高さ	m	門扉・施錠の有無 有・無
		計画地及び周辺地域の状況				
		搬入路の状況				
		資金計画	総額	千円	自己資金	千円
			借入金	千円		
関係法令 手続状況の記入及び許可証、届出書、申請書等の写しを添付してください。記入しきれない場合は、別紙一覧表にまとめてください。						

2 使用済自動車の取扱量等

(1) 解体施設の能力

1日あたりの解体可能台数	積算根拠
--------------	------

(2) 使用済自動車の引取・引渡予定

引取業者又はフロン類回収業者若しくは解体業者からの引取実績 (予定)		破砕業者 (解体業者) 又は解体自動車全部利用者への引渡実績 (予定)	
事業者の名称 所在地	量 /月 (台数又は t)	事業者の名称 所在地	量 /月 (台数又は t)

(注) 具体的なものがないときは、計画見込みの概要を記入してください。

(3) 再資源化基準により回収が義務付けられている部品の再資源化又は処理

	事業者名 (再資源化又は処分先)	所在地	売却又は 処分の別	再資源化又は 処分の方法	処分業の 許可の有 無
鉛蓄電池					有・無
リチウム イオン電 池					有・無
ニッケル・ 水素電池					有・無
タイヤ					有・無
廃油					有・無
廃液					有・無
蛍光管					有・無
					有・無

### 3 解体施設の概要

(1) 引き取った使用済自動車(解体自動車)を解体するまでの間保管するための施設の概要

囲い (門・柵・塀等)	構造・材質		高さ	施錠 有・無
床面	構造・材質		構造体の厚さ	面積
排水処理施設	排水溝 有・無	油水分離装置 有・無	油水分離装置の 設計容量	油水分離装置の 実容量
保管量の 上限・高さ	台数(台)・高さ(m)		廃油・廃液が漏出のおそれ ある自動車の保管	有・無

(2) 燃料抜取場所(解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合)の概要

床面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
排水処理施設	排水溝 有・無	ためます 有・無	ためますの能力
	油水分離装置 有・無	油水分離装置の設計容量	油水分離装置の実容量
屋根、覆い、壁等 の設備	有・無	構造・材質	面積

(3) 解体作業場の概要

廃油・廃液抜取装置	有・無	廃油・廃液抜取装置の製造事業者名・製品名		
床面	構造・材質	構造体の厚さ	面積	
排水処理施設	排水溝 有・無	油水分離装置 有・無	油水分離装置の設計 容量	油水分離装置の実 容量
屋根、覆い、壁等 の設備				面積

(4) 取り外した部品を保管するための施設の概要

床 面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
保管施設の種類 屋根、覆い、壁、 容器その他 ( )	構造・材質		

(5) 廃棄物の保管場所の概要

床 面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
保管施設の種類 屋根、覆い、壁、 容器その他 ( )	構造・材質	保管量の上限 (m <sup>3</sup> )・高さ (m)	

(6) 解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設の概要

囲 い (門・柵・塀等)	構造・材質	高さ	施錠の有無 有・無
床 面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
保管量の 上限・高さ	台数 (台)・高さ (m)		

(7) 運搬車両及び作業車両の概要

NO	車両の形状	最大積載量	自動車登録番号	所有者又は使用者の氏名又は名称	有効期間満了日	附帯設備

写真、車検証を添付してください。

(8) 保管容器の概要

NO	保管容器の種類	材 質	容 量	個 数

写真を添付してください。

(9) その他

燃料又は廃油の保管にかかると消防法の許可又は届出の有無	許可 有・無 届出 有・無		
管理棟	有・無	材質・構造	面積
電気設備	有・無		
水道設備	有・無		
休憩所	有・無		

**解体業事業計画書の添付書類**

- 1 使用済自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 2 燃料採取場所に関する平面図、立面図、断面図（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）
- 3 解体場所に関する平面図、立面図、断面図
- 4 取り外した部品の保管場所に関する平面図、立面図、断面図
- 5 廃棄物の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 6 解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 7 油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 8 運搬車両及び作業車両の写真
- 9 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
- 10 保管容器の写真
- 11 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し
- 12 当該施設付近の見取図
- 13 解体業の用に供する土地の公図及び土地の登記事項証明書（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。）
- 14 解体業の許可証の写し（更新許可申請時）
- 15 その他市長が必要と認める資料等

## 運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類	
写 真	
種 類	
写 真	

## 事業計画書及び収支見積書（解体業用）

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	～	従業員数	人	休業日	

1-2. 使用済自動車の引取実績及び計画

年度	年度実績 （3年前）	年度実績 （2年前）	年度実績 （1年前）	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 解体実績

年 度	年度実績 （3年前）	年度実績 （2年前）	年度実績 （1年前）
年間処理台数	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台／日	台／日	台／日

1-4. 解体能力

1日あたり処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	台 ( 台)	保管量の上限	台 ( 台)
現在保管数	台 ( 台)	現在保管数	台 ( 台)

※ 事業所以外の場所で保管している場合には、その台数を内数で ( ) に記入してください。

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	1台あたり (円)	年度 (千円)	1台あたり (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ = ア - イ - ウ				
営業外利益	カ (主に支払利息)				
経常利益	キ = オ + カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(注) 1 「1台あたり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処分台数で割ってください。

2 使用済自動車等購入費は購入をプラス、引取・処分料金を徴収した場合は、マイナスで計上してください。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上してください。

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高)	(千円)	

(保管基準を超えて保管している場合に限る)

## 事業計画書及び収支見積書（解体業用）

年 月 日現在作成

### 2-1. 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注）	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量（種類別）	
過去1年間の年間搬出実績（種類別）	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	
改善にかかる資金の調達先	

（注）使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入してください。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車解体業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管解体自動車に係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入先）		

II 収益の計算表

	単位	
有益部品売却益（1台あたり平均）A	円	
使用済自動車等引取料金（1台あたり平均）B	円	
解体自動車処分費（1台あたり平均）C´	円	
販売費及び一般管理費（1台あたり平均）C	円	
新規引取使用済自動車年間処理台数 D	台	
新規引取使用済自動車等利益 E=(A-B-C´-C)×D	千円	
保管使用済自動車年間処理台数 F	台	
保管使用済自動車等利益 G=(A-C)×F	千円	
自動車解体業による利益 ア H=E+G	千円	
保管解体自動車年間処理台数 I	台	
保管解体済自動車に係る処分費用 イ J=C´×I	千円	

III 単価（1台あたりの平均）の算出方法

有用部品売却益□	→ⅡのAへ	
使用済自動車等引取料金	→ⅡのBへ（注□）	
解体自動車処分費	→ⅡのC´へ（注2）	
販売費及び一般管理費	→ⅡのCへ	

（注）1 有償による引取を想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合は、マイナスで計上してください。

2 処分費を支払っている場合はプラスで、売却している場合はマイナスで計上してください。

3 過去直近3年間の決算書（個人の場合は、所得税納税申告書及び納税証明書）を添付してください。

2-2. 詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

項目		直近期の実績 (千円)	単 価 (円)	主な取引先、引渡 先又は売却先	備 考
収 入	有用物売却収入				※主な内訳は下記 のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	エアバッグ類回収 料金				前年引渡 件数 ( ) 台
	解体自動車売却収 入 (注)				前年輸送台数 ( ) 台
	使用済自動車処分 手数料(注)				前年受託実績 ( ) 台
支 出	使用済自動車引取 費用 (注)				前年引取台数 ( ) 台
	廃棄物処分委託手 数料 (計)				
	鉛蓄電池				
	タイヤ				
	廃油				
	廃液				
	蛍光管				
	解体自動車 (廃 車ガラ) (注)				
	廃部品				
	(種類)				
	(種類)				
	その他の廃棄物				

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入してください。
- 2 直近年について作成してください。
- 3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記載してください。
- 4 解体自動車を破砕業者に売却しているときは収入欄に、破砕業者に処分料を払っている場合は支出欄に記入すること。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成は不要です。

# 破 碎 業 事 業 計 画 書

## 1 破砕事業に係る事業主体の概要

事 業 計 画 者 等	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)						
	事業所の名称						
	所在地		〒	電話 番号			
	法人等の概要		事業概要				
			従業員数	人	資本金 千円		
事業計画に係る 背景説明							
計 画 内 容	営業時間		年間稼動 日数				
	施 設 の 設 置 場 所	所在地		電話 番号			
		用途地域及び地目		事業敷地の 全体面積			
		土地所有の区分		①自己所有	m <sup>2</sup>	②借地	m <sup>2</sup>
		囲い（構造・材質、 高さ、門扉・施錠 の有無）		構造・材質	高さ	m	門扉・施錠の有無 有・無
		計画地及び周辺地域 の状況					
		搬入路の状況					
		資金計画		総額	千円	自己資金	千円
				借入金	千円		
関 係 法 令 手続状況の記入及び許可証、届出 書、申請書等の写しを添付してくだ さい。記入しきれない場合は、別紙 一覧表にまとめてください。							

2 引取・引渡予定

解体業者又は破砕前処理業者からの引取実績（予定）		破砕業者又は自動車製造業者若しくは解体自動車全部利用者への引渡実績（予定）	
事業者の名称 所在地	量/月 (台数又は t)	事業者の名称 所在地	量/月 (台数又は t)

(注) 具体的なものがないときは、計画見込みの概要を記入してください。

3 自動車破砕残さの搬出に関する事項

搬出時間	
搬出方法	

4 破砕施設の概要

(1) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設（破砕前処理前の物）

囲い (門・柵・塀等)	構造・材質	高さ	施錠の有無 有・無
床面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
保管量の上限・高さ	台数(台)・高さ(m)		

(2) 解体自動車を破砕するまでの間保管するための施設（破砕前処理後の物）

囲い (門・柵・塀等)	構造・材質	高さ	施錠の有無 有・無
床面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
保管量の上限・高さ	台数(台)・高さ(m)		

(3) 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理するための施設

施設の種類		処理の方式（形式等）	処理能力（t（m <sup>3</sup> ）又は台数）／（時間又は1日あたり）	設置数
の施設が移動型の場合	圧縮又はせん断作業を行う場所における環境保全対策			
	移動途中における廃油の飛散・流出防止等対策			

処理工程図	
-------	--

(4) 破砕前処理及び破砕処理施設の環境保全対策（廃棄物処理法の処理基準への対応）

構造耐力上の措置 （保管場所を含む。）	
飛散防止対策	
流出防止対策	
騒音防止対策	
振動防止対策	
粉じん対策	
悪臭防止対策	
排水処理対策	

(5) 自動車破砕残さの保管場所の概要 (破砕を行う場合に記入)

床 面	構造・材質	構造体の厚さ	
排水処理	排水溝・排水処理施設 有・無	排水処理方法	排水処理施設の能力
屋根、覆い	構造・材質	面積	飛散防止設備
火災予防上の措置			
側壁その他の設備	構造・材質	高さ	破砕残さの保管量の上限・高さ

(6) 圧縮又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設 (破砕前処理を行う場合に記入)

囲 い (門・柵・塀等)	構造・材質	高さ	施錠の有無 有・無
床 面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
保管量の上限・高さ	上限 (台) 又は (m <sup>3</sup> )・高さ (m)		

(7) 運搬車両及び作業車両等の概要

NO	車両の形状	最大積載量	自動車 登録番号	所有者又は使用者 の氏名又は名称	有効期間 満了日	附帯 設備

写真及び車検証を添付してください。

(8) 保管容器の概要

NO	保管容器の種類	材 質	容 量	個 数

写真を添付してください。

(9) その他

管理棟	有・無	構造・材質	面積
電気設備	有・無		
水道設備	有・無		
休憩所	有・無		

**破砕業事業計画書の添付書類**

- 1 破砕前処理前の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 2 破砕前処理後の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 3 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 4 処理工程図
- 5 自動車残さの保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 6 圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 7 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 8 運搬車両及び作業車両等の写真
- 9 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
- 10 保管容器の写真
- 11 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し
- 12 当該施設付近の見取図
- 13 破砕業の用に供する土地の公図及び土地の登記事項証明書（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。）
- 14 破砕業の許可証の写し（更新許可申請時）
- 15 その他市長が必要と認める資料等

## 運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類	
写 真	
種 類	
写 真	

## 事業計画書及び収支見積書（破碎業用）

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。）

（フロー概略図を添付）

業務時間	～	従業員数	人	休業日
------	---	------	---	-----

1-2. 使用済自動車の引取実績及び計画

年度	年度実績 （3年前）	年度実績 （2年前）	年度実績 （1年前）	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 破碎実績

年 度	年度実績 （3年前）	年度実績 （2年前）	年度実績 （1年前）
年間処理台数	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台／日	台／日	台／日

1-4. 破砕等能力

1日あたり処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 ( 台)	保管量の上限	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
現在保管数	台 ( 台)	現在保管数	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )

※ 事業所以外の場所で保管している場合には、その台数を内数で ( ) に記入してください。

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	1台あたり (円)	年度 (千円)	1台あたり (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ = ア - イ - ウ				
営業外利益	カ (主に支払利息)				
経常利益	キ = オ + カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(注) 1 「1台あたり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ってください。

2 使用済自動車等購入費は購入をプラス、引取・処分料金を徴収した場合は、マイナスで計上してください。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上してください。

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高)	(千円)	

(保管基準を超えて保管している場合に限る)

## 事業計画書及び収支見積書（破碎業用）

年 月 日現在作成

### 2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注）	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量（種類別）	
過去1年間の年間搬出実績（種類別）	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	
改善にかかる資金の調達先	

（注）解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入してください。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管ASRに係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入先）		

II 収益の計算表

	単位	
有益部品・有用金属売却益（1台あたり平均）A	円	
解体自動車等処分料金収入（1台あたり平均）B	円	
ASR等処分費（1台あたり平均）C <sup>〓</sup>	円	
破砕作業工賃及び一般管理費（1台あたり平均）C	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 E=(A-B-C <sup>〓</sup> -C)×D	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 G=(A-C <sup>〓</sup> -C)×F	千円	
自動車破砕業による利益 ア H=E+G	千円	
保管ASR等に係る処分費用 イ I	千円	

（注）保管ASR等に係る処分費用は、保管解体自動車年間処理台数のASRの処分費用に、現在保管しているASRの処分費用を加えたものを算出してください。

III 単価（1台あたりの平均）の算出方法

有用部品・有用金属売却益 →ⅡのAへ	
解体自動車等処分料金収入 →ⅡのBへ（注）	
破砕作業工賃及び一般管理費 →ⅡのCへ	

（注）1 処分量を徴収して引取することを想定しているが、解体自動車を買取っている場合は、マイナスで計上してください。

2 過去直近3年間の決算書（個人の場合は、所得税納税申告書及び納税証明書）を添付してください。

2-2. 詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

項 目		直近期の 実績（千 円）	単価 （円）	主な取引 先、引渡 先又は売 却先	備 考
収入	廃棄物収集運搬手数料				前年度輸送台数 （ ）台
	解体自動車処分受託手数料(注)				前年度受託実績 （ ）台
	有用物・有用金属売却収入				※主な内訳は下 記のとおり
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
その他					
	A S R引渡料金				前年引渡実績 （ ） t
支出	解体自動車引取費用（注）				前年引取台数 （ ）台
	廃棄物処分委託手数料 （計）				
	A S R				
	解体自動車				
	（種類）				
（種類）					
その他の廃棄物					

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入してください。  
 2 直近年について作成してください。  
 3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買収している場合は支出欄に記載してください。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成は不要です。



( 裏面 )

周辺住民等への周知を図る範囲

- (1) 事業用地が借地の場合は、土地の地権者
- (2) 原則として施設の敷地境界線から 50 m以内に居住する者及び事業所等の管理者
- (3) 隣地の地権者
- (4) 農業関係者（土地改良組合施行区画内にある場合は、同組合を含む。）
- (5) 水路利用者（水路利用組合がある場合は、同組合を含む。）
- (6) 上記以外で、市長が必要と認める範囲の住民等

## 事業計画周知報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針第11条第4項に基づき、必要な書類を添付して報告します。

施設の設置場所		
説明会 の 開 催 に 関 す る 事 項	開催日時	
	開催場所	会場名称 所在地
	説明会の参加人員	
	事業者側の出席者	
	説明会の経過及び概要	
説明会以外で事業計画を周知した方法		
連 絡 先		部 署 名 担 当 者 名 電 話 番 号

- 1 説明会において配付した説明資料等を添付してください。
- 2 説明会において住民等から出された意見に対する措置について、任意の様式により説明資料を添付してください。

## 誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項第1号から第7号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項第1号から第7号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

## 誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

引取業者登録簿

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日	有効期間満了年月日	年 月 日
住所			
氏名又は名称			
法人の 代表者氏名			
法人である場合 においては、その 役員の氏名			
未成年である場 合においては、そ の法定代理人の 氏名及び住所			

事業所の名称	事業所の所在地

指令第 号

引取業者登録通知書

住 所  
氏 名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項に規定する引取業者の  
登録の申請 について、同法第44条第1項の規定により登録したので、  
登録の更新申請  
同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 登 録 番 号 第 号

2 登録の年月日 年 月 日

3 登録の有効期間 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

要領様式第14号（第15条関係）

フロン類回収業者登録簿

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日	有効期間満了年月日	年 月 日
住所			
氏名又は名称			
法人の 代表者氏名			
法人である場合 においては、その 役員の氏名			
未成年である場 合においては、そ の法定代理人の 氏名及び住所			

事業所の名称	事業所の所在地	回収しようとする フロン類の種類

指令第 号

フロン類回収業者登録通知書

住 所  
氏 名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項に規定するフロン類回収業者の登録の申請  
登録の更新申請 について、同法第55条第1項の規定により登録した  
たので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 登 録 番 号 第 号

2 登録の年月日 年 月 日

3 登録の有効期間 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

指令第 号

## 引取業者登録拒否通知書

住 所  
氏 名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項に規定する引取業者の登録の申請  
登録の更新申請 について、次の理由により登録できませんので、  
同法第45条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

### 1 理 由

### 2 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

指令第 号

フロン類回収業者登録拒否通知書

住 所  
氏 名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項に規定するフロン類回収業者の登録の申請  
登録の更新申請 について、次の理由により登録できませんので、  
同法第56条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 理 由

2 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

指令第 号

住 所  
氏 名 様

### 解体業不許可処分通知書

年 月 日付けで使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項に規定する解体業の許可申請 許可の更新申請 について、同法第62条第1項の規定に基づき、次の理由により許可できませんので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

#### 1 理 由

#### 2 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

指令第 号

住 所  
氏 名 様

破砕業不許可処分通知書

年 月 日付で使用済自動車の再資源化等に関する法律 第68条第1項  
第70条第1項

に規定する破砕業の 許可申請（許可の更新申請）  
変更の許可申請 について、次の理由により許可で

きませんので、 同法第69条第2項  
同法第70条第2項 で準用する同法第69条第2項の規定により通  
知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 理 由

2 教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

閲覧記録簿

閲覧年月日	年      月      日
閲覧時間	時   分～      時   分
閲覧する登録簿の種類※	<input type="checkbox"/> 引取業者登録簿 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者登録簿
閲覧者の氏名 住所及び電話番号	氏名 _____ 住所 _____ _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 閲覧する登録簿の種類は、該当する登録簿にチェックしてください。

指令第 号

引取業者登録変更通知書

住 所  
氏 名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 6 条第 1 項に規定する引取業者の変更届出について、同条第 2 項の規定により登録したので、同条第 3 項において準用する同法第 4 4 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 登 録 番 号 第 号

2 登録の年月日 年 月 日

3 登録の有効期間 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

指令第 号

フロン類回収業者登録変更通知書

住 所  
氏 名 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 7 条第 1 項に規定するフロン類回収業者の変更届出について、同条第 2 項の規定により登録したので、同条第 3 項において準用する同法第 5 5 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 登 録 番 号 第 号

2 登録の年月日 年 月 日

3 登録の有効期間 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。



第 号  
年 月 日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター  
情報管理部長 様

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課長

関連事業者情報連絡書

管下の関連事業者について、下記のとおり連絡します。

記

1. 事業者の氏名又は名称 (法人である場合は代表者)
2. 事業者の住所
3. 事業者の業種区分 (引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者の別を記載)
4. 登録・許可の番号 (変更のある場合は、新旧の番号を並記)
5. 事由の発生年月日
6. 処分等の内容 (以下のいずれかを記載)
  - ①登録拒否処分
  - ②不許可処分
  - ③登録・許可の一時停止 (停止期間○年○月○日～○年○月○日、停止の内容を記載)
  - ④登録・許可の取消し
  - ⑤登録・許可の失効(市町村合併によるものを含む)
  - ⑥市町村合併による登録通知書・許可証の発行(全事業所の名称と所在地、取扱いフロン類の種類)